

令和3年 第15回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 令和3年9月1日(水)  
開会 午後2時00分 閉会 午後2時35分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2・第3会議室
- 3 出席委員名 松本明彦 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子
- 4 説明者 教育次長 引野雅文 教育理事 田辺健二 総括指導主事 久保有紀  
教育総務課長 溝口容子 学校教育課長 小坂貴寛  
子ども未来課長 服部智昭 生涯学習課長 川村義輝  
文化財保護課長 新谷勝行
- 5 書 記 教育総務課長補佐 吉岡祥嗣
- 6 議 事
  - (1) 議案第50号 京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例施行規則の一部改正について
  - (2) 議案第51号 京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱の一部改正について
- 7 その他
  - (1) 諸報告
    - ①「共催」・「後援」に係る8月期承認について
  - (2) 各課報告
    - ①9月学校行事予定について
    - ②9月保育所・こども園行事予定について
    - ③生涯学習課の行事予定について
- 8 会 議 録 別添のとおり(全9頁)
- 9 会議録署名  
別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

令和3年10月20日

教 育 長 松本 明彦

署 名 委 員 久下 多賀子

- 〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会教育長 松本明彦
- 〔被招集者〕 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子
- 〔説 明 者〕 教育次長 引野雅文 教育理事 田辺健二 総括指導主事 久保有紀
- 教育総務課長 溝口容子 学校教育課長 小坂貴寛
- 子ども未来課長 服部智昭 生涯学習課長 川村義輝
- 文化財保護課長 新谷勝行
- 〔書 記〕 教育総務課長補佐 吉岡祥嗣

〈松本教育長〉

皆さんこんにちは。ただいまから「令和3年 第15回京丹後市教育委員会定例会」を開会いたします。

臨時会からあまり間隔もない中、御出席いただきましてありがとうございます。

小中学校等につきましては、昨年度は新型コロナウイルス感染症による市一斉の臨時休業等により、夏季休業期間を大幅に短縮しましたので、子どもたちにとっては、十分な休養とはならず、2学期の学校生活に少なからず影響があったというふうに思います。しかし本年度は依然として昨年同様コロナ禍による学校生活は継続しているものの、臨時休業等は市一斉には実施せず、授業日数を1学期は確保できましたので、従来どおりの夏季休業期間とすることができました。

そうした2年ぶりの従来どおりの夏季休業期間も終わり、8月20日からは再び緊急事態宣言が発令されている中ですが、一部の学校を除き、予定どおり2学期がスタートしました。本市でもお盆前後から、全国同様、感染者が増え始め、これまで以上に十分な感染対策をしながらの学校生活や家庭生活を過ごしていくことが感染対策の大きなポイントとなることから、始業式前日の8月26日には、各校のホームページやPTAメール、さらには市教委のホームページ等で、保護者に2学期の学校におけるより一層の感染対策を講じての学校生活についての理解と家庭でのマスクの確実な着用や3密の徹底的な回避等の感染防止への協力に関する文書を書いたり、送ったりするなど、感染拡大を防止するための児童生徒及び保護者への喚起に努めているところです。

今後は一人一人の感染対策の徹底により、感染者数等が減っていき、学校教育でも社会教育でも従来に近い活動が早く進められますよう、教育委員会としましても学校・子ども園・保育所等とのより一層の連携を進めていきたいと考えています。

本日は、「京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例施行

規則の一部改正について」をはじめ2議案の審議を予定しています。どうぞよろしくお願いたします。

<松本教育長>

それでは、令和3年第13回教育委員会（8月定例会）開催後の諸会議、行事等を中心に、教育長の動静を報告させていただきます。

#### 【教育長動静報告】

<松本教育長>

以上です。御質問等ありましたらお願いたします。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

本日の会議録署名委員の指名をいたします。

久下委員を指名しますのでお願いたします。

それでは、お手元の会議次第に沿って議事を進めさせていただきます。

<松本教育長>

議案第50号「京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例施行規則の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いたします。

<引野教育次長>

議案第50号「京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例施行規則の一部改正について」を説明させていただきます。

保育料の減免申請につきましては、納期限7日前を期限としていますが、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律によりまして、令和3

年10月以降、郵便物に係る配送日数が変更になることに伴い、保育料納入者への納入通知書の送達に日数を要し、減免申請期限までの日数が短期間になる、あるいは、納期限7日前を経過し送達されるということも想定されることから、減免申請期限についての改正を行うものです。

新旧対照表をご覧ください。

第5条第2項の減免の申請期限ですが、「納期限前7日」を「納期限」に改めまして、「ただし、災害その他やむを得ない事由により、その日までに申請することが著しく困難であると認められるときは、この限りでない。」という文言を追加するものです。

附則として、この規則は公布の日から施行する。としています。

以上、御審議のほどお願いいたします。

<松本教育長>

議案第50号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

<野木委員>

改正された部分についてはありませんが、納期限前7日までにと、この7日というのは何か意味があるのでしょうか。以前のもので質問には相応しくないかもわかりませんが、少し教えていただきたいです。

<服部子ども未来課長>

納期限7日前と設定させてもらっていますのは、納入が完了する前に減免の処理を完了する必要があるために7日前という期限を設けさせてもらっていたということになります。ですので、納期限7日前ということ今回なくして、例えば納期ぎりぎりに申請があったとしても、今度は還付という形で、納めていただいた後にお返しするというような処理をしていくことになります。

<松本教育長>

ほかに何かありますでしょうか。

それではお諮りをいたします。

議案第50号「京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例施行規則の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈松本教育長〉

異議なしと認め、承認いたします。

〈松本教育長〉

次に、議案第51号「京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈引野教育次長〉

議案第51号「京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱の一部改正について」を説明させていただきます。

本日、議案の差し替えと正誤表を配布させていただいておりますので、申し訳ありませんがそちらをご覧くださいと思います。

当該交付要綱につきましては、人口減少克服、地方創生と連携した取組みとして、主に若者の地元への定住促進と人材確保、地域の活性化に資するために制定したもので、令和3年4月1日から施行することで、令和3年3月の臨時会において御承認をいただいたものです。

去る8月10日から当該補助金における認定申請受付を始めたところですが、当初検討段階では該当者は少ないと想定していましたが事業所からの奨学金返還に係る助成を受けている申請希望者が一定存在するということが判明したことと、併せまして国地方公共団体の奨学金返還に係る補助金は貸与者に直接支援されるものではなくて、事業所を通して支援されるものが多いといったことも見込まれるということがわかりましたので、これらの取扱いについて明確に規定するために今回所要の改正を行い、併せて様式についても一部改正を行うものです。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

まず第4条第1項第6号、「国又は地方公共団体から奨学金の返還に係る他の補助金等を受けていない者」を削りまして、同項第7号を第6号に繰り上げます。ここの趣旨につきましては、国・地方公共団体からの補助金を受けている者も、事業所からの補助金を受けている者も、補助対象者から除外しないというものです。

次に第5条第1項中「前年度の10月1日から起算して1年間において返還した奨学金の返還金相当額(当該額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とし、36万円を限度とする。」を「前年度の10月1日から起算した1年間(以下「算

定期間」という。)における各月の奨学金の返還金相当額(3万円を限度とする。)の合計額とする。」に改めまして、同項にただし書といたしまして「算定期間において奨学金の返還に係る他の補助金等を受けている場合にあっては、補助金の額から当該他の補助金等の合計額を控除するものとする。」を加えます。ここの趣旨につきましては、年間36万円の限度額の表記を月額3万円の表記に変えるということと、併せまして先ほど申し上げましたように、補助対象者の縛りはなくしますが補助金の額で一定制限を加えるというものです。

さらに第2項としまして、「補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。」を加えまして、現行の第2項、第3項をそれぞれ第3項、第4項に繰り下げています。

2ページ以降の様式についてですが、募集要項を整理しまして、実際の運用を進めるにあたり、改めて様式を精査したところ、字句の修正や項目の追加を行ったほうがわかりやすいといったところがありましたので、今回併せて様式についても一部改正するものです。

最後に5ページの附則ですが、この告示は令和3年9月1日から施行することとしまして、経過措置として、改正前の様式でなされた申請等の手続きも当分の間できるという旨を規定しています。

なお、今回の改正につきましては、認定申請者に対して申請の要件が縮小されたり不利益になるというものではありません。一部曖昧な表記になっていたところを明確にするという趣旨でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

<松本教育長>

議案第51号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<松本教育長>

こういう例があったとか、どうですか。

<溝口教育総務課長>

今回の一部改正に伴いまして、実例としてお問い合わせのありました例を参考に説明させていただきます。

まず、奨学金の返還に係る他の補助金を受けていないというところで、実はお勤めの事業所のほうで既に支援をいただいている方から、そうした場合は申請をするこ

とができませんかというお問い合わせがありました。そういった若い方がたくさん働いておられる事業所からもお問い合わせがあったのですが、中小企業として人材確保のために奨学金を借りた方の返済を支援しているということで、できたらその制度も使いながら、差額の部分を市から支援を受けられるほうが、その方にとってもメリットがあるのではないかということで、逆に事業所がその制度の、手を下げてしまうほうがよいのだろうかというような御相談もあったような状況でして、そこは事業所さんの経営努力とか人材確保のためのマネジメントの観点からされていることですので、やめてくださいというふうにもお伝えしにくいので、そういった企業努力でされているところも尊重しつつ、事業所からの支援でカバーされない部分を市として支援するために改正するものです。事業所からの支援額は、おそらく月額5,000円から1万円ぐらいの支援だと思います。その差額について、申請者が仮に月3万円奨学金を返還されているのでしたら、5,000円は企業からもらって、残りの2万5,000円は市から支援されるという仕組みになるかと考えます。このように、申請者にとって手厚く支援されるようなところで、今回整理をさせていただいたということでございます。

<松本教育長>

教育総務課長からもあったように、そうした現状の声に対応した改正をしていこうというような趣旨でございます。

<松本教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第51号「京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

以上で本日の議事は全て終了させていただきました。

続いて、4のその他ということで諸報告、各課報告を順次いたします。



(1) 諸報告

〈引野教育次長〉

- ① 「共催」・「後援」に係る8月期承認について

(2) 各課報告

〈学校教育課・子ども未来課・生涯学習課〉

- ① 9月学校行事予定について
- ② 9月保育所・こども園行事予定について
- ③ 生涯学習課の行事予定について

〈松本教育長〉

全体を通して何か御質問等がありますか。

〈安達委員〉

今、網野北小学校の話聞きまして、学童保育は11日まで閉めるということですが、低学年のお子さんが一人ぼっちで家にいるという状況はありませんか。

〈服部子ども未来課長〉

実際に網野放課後児童クラブを利用されている児童35名が濃厚接触者となっていて、そのほとんどの利用が2週間できないという状況になっています。接触がなかった方については、島津小学校と合わせて5世帯となっていますので、その5世帯については学校の休業が明けた時点で受け入れ先をつくるということで考えています。

〈安達委員〉

ありがとうございます。以前、コロナで学校が休みになったときに子どもを見なければならぬからお母さんが仕事を辞められたということを知ったことがあるので、そういうことがなければよいなと思って質問させていただきました。

〈松本教育長〉

ありがとうございます。

ほかに何かありませんか。

〈野木委員〉

先ほど網野北小学校についての報告がありましたが、ほかの学校やこども園等でコロナの影響があるということがあるのでしょうか。今報告を受けたところだけでしょうか。

〈久保総括指導主事〉

小学校、中学校においては今お知らせしているところだけです。ほかの学校は通常通りの授業をしているという状況です。

〈服部子ども未来課長〉

保育所、こども園につきましては、個別で休まれている方はありますが園として休園、休所するところは、今のところありません。

〈野木委員〉

昨日聞いたのですが、給食調理の方がお休みになっていて、お弁当を持っていかないといけないのですというようなことをお母さんから報告を受けたのですが、その事例はあるのでしょうか。

〈服部子ども未来課長〉

給食調理を業務委託に出しているのですが、その中で陽性者があったということです。調理業務と一緒にされていますので、ほかの方は全て濃厚接触者ということで、検査の結果陰性ではあったのですが2週間の自宅待機を要するというので、改めての人員確保ということもできませんので、申し訳ないですけど2週間お弁当持参で、園としては開所をさせていただいているという状況です。

〈野木委員〉

そのように昨日聞いたもので。かといって別にそれが困るとかそういったことを聞いているわけではないです。そのお母さんは非常にポジティブな方で、久々にお弁当をつくって、ほかの子はミートボールがあったのにうちは入っていないと怒られたとか、そういう話をしてくれたのですが、できればそういう情報も、我々も共有させていただきたいと思いますので、今後よろしくお願いします。

<松本教育長>

内容等を踏まえながら、情報等については委員の皆さんにも伝えていける範囲でお伝えさせていただきたいと思います。

ほかに何かありませんか。

<安達委員>

今日、新聞報道で全国学力テストの結果が出ていまして、京丹後市の結果はどうだったのかなと思うのですが、その報告は今後ありますか。

<松本教育長>

はい。本年度は例年よりも遅れて実施していますので、全体的な流れを以前のように9月での報告が間に合いませんので、時期をずらして10月に教育委員会議もしくは教育委員協議会で報告させていただく予定にしています。

<安達委員>

京丹後市は京都府と比べてどのような感じでしたか。だいたいよいです。

<久保総括指導主事>

速報というところまでまだ分析できていませんが、京都府と比較すると一部京丹後市は低いところがあると思います。ただ、全国と比較した場合は全国と同等という、そういう状況でした。

<松本教育長>

これまでから、京都は全国的にいうと高い傾向がありますのでなかなかそこはというところはありますけども、例年ここ何年かは全国的なものからは何とか上のところには来ている傾向かなと思います。また詳しいことは伝えさせていただきます。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、以上で第15回京丹後市教育委員会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

<閉会 午後2時35分>

[ 10月定例会 令和3年10月1日(金) 午前10時00分から ]